

ソニー銀行による「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」販売開始について

ソニー銀行株式会社（代表取締役社長：石井 茂／本社：東京都港区）は、10月1日（金）より、ソニー損害保険株式会社（代表取締役社長：山本 真一／本社：東京都大田区）の住宅ローン専用長期火災保険「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」の販売を開始しますのでお知らせいたします。

今回販売を開始する「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」は、ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの窓販専用商品です。住宅や住宅を取り巻くリスクに対し、誰もが必要とする補償を厳選してパッケージ化した商品で、家財の補償や地震保険を組み合わせることもできます。お客さまは、住宅ローンの手続きと並行して郵送などの簡単な手続きで火災保険に加入することが可能です。

今回の提携により、ソニー銀行は、住宅ローンのお客さまに利便性を提供しお客さまの要望にお応えします。ソニー損保は、新たに火災保険の取り扱いを開始することになり、従来から取り扱っている自動車保険、医療保険などに加え、取扱商品のラインアップが拡充します。

両社は今後も、ソニーフィナンシャルホールディングスグループとしての連携を強化し、付加価値の高い金融サービスを、お客さまに提供してまいります。

■ 「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」

1. わかりやすい商品パッケージ	火災やガス爆発などによる建物の損害、ピッキングなどの住宅侵入犯罪の再発防止にかかる費用、日常生活で生じた賠償責任事故といった住宅と住宅を取り巻くリスクに対して必要な補償のみをパッケージにした無駄が無いわかりやすい商品。
2. 簡単なお申し込み手続き	商品内容の確認やお客さまの条件に合わせた保険料の概算見積りがインターネットで可能。また、申込みなどの契約手続は郵送で完了。

以上

- ・ 「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」は、住宅火災保険 Type S 普通保険約款に各種特約をセットした商品の総称です。
- ・ 「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」は、ソニー銀行の住宅ローン契約の対象となった住宅のみを対象とする、銀行窓販専用の火災保険商品です。
- ・ MONEYKitはソニー銀行株式会社の登録商標です。

【お問い合わせ先】

ソニー銀行株式会社 広報部 安積（アヅミ） TEL.03-5446-5693

ソニー損害保険株式会社 経営企画管理部広報課 小原（オハラ） TEL.03-5744-0330



ソニー損保の火災保険 for MONEYKit の主な特長

「誰もが必要とする補償」を「わかりやすいパッケージ」で提供。

お客様の大切な財産である住宅の損害をしっかりと補償^(※1)することはもちろん、住宅を取り巻くさまざまな「身近なリスク」の中から、発生頻度が高いものや損害額が大きくなるものに補償の対象を厳選^(※2)して1つのパッケージにしています。お客様が必要とする補償のみをパッケージ化することで、納得感のある商品を提供できると考えました。

また、必要な補償をあらかじめパッケージ化しているため、お客様は火災保険の検討の際にいろいろな特約を取捨選択する必要がなく、「家財に対する補償」と「地震による損害に対する補償（地震保険）」の有無の組合せによる4つのプランから選択するだけで簡単に補償プランを決めることができる、わかりやすい商品構成となっています。

(※1) 火災・ガス爆発、風災・水害などにより住宅が損害を受けた場合に、同等の建物を再度建築あるいは購入されるのに必要な金額を基準に保険金をお支払いすることで、住宅の再建をしっかりとサポートします。

(※2) 住宅における「身近なリスク」への備えとして以下の2つの特約をパッケージしました。

◆ 盗難等再発防止費用担保特約

近年急増中のピッキング等の侵入盗（空き巣）に遭った場合、錠やガラスの取替費用や、防犯サッシ・センサーの取付費用などの再発防止のための費用を補償します。お客様の「同じセキュリティではまた被害に遭うのでは」という不安を解消します。

◆ 個人賠償責任危険担保特約

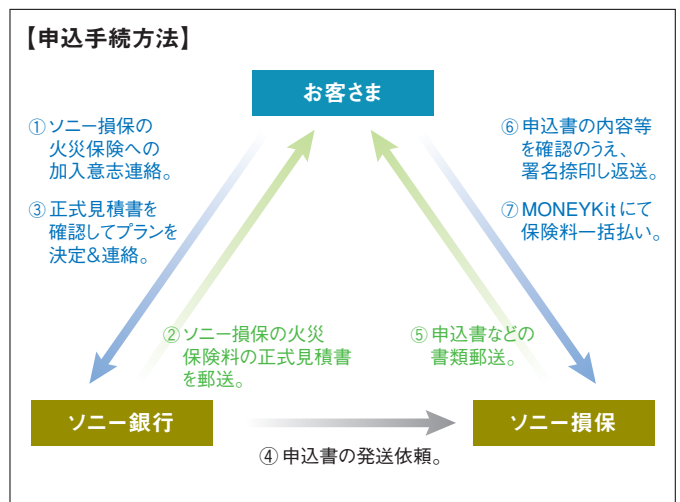
ベランダから植木鉢などを落下させ通行人にケガを負わせた場合、マンションで洗濯機のホースから漏水し階下の他人の部屋を水浸しにしてしまった場合など、住宅で生活するなかで加害者になってしまったときの損害賠償金を補償します。

ソニー銀行との取引同様、すべての手続きは来店不要。

インターネットで、商品内容やお客様の条件に基づく概算保険料^(※)をその場で確認することができます。また、インターネット銀行の来店不要という利便性を損なうことのないよう、「契約手続の簡易さ」をコンセプトに、契約申込や保険料支払などの手続きが郵送や電話およびインターネットで完了できるようにしました。

(※) 簡易な入力作業で、「家財の補償」と「地震保険」の付帯の有無の組合せによる4つのプランを確認することができます。

また、正確な保険料見積りは、住宅ローンの本審査終了後、ソニー銀行の担当ローンアドバイザーが建物の構造判定等を正式に行ったうえでお客様に案内します。



ソニー損保のダイレクト販売スキームを活かし代理店の事務負担を軽減。

ソニー損保がダイレクト販売用に構築している事務処理体制を活用し、申込書発送や契約後の各種事務手続はソニー損保で対応します。これにより、取扱代理店であるソニー銀行の事務負担軽減を実現しました。

1. 商品の構成

「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」は、建物に対する補償を【基本のご契約】とし、これに【任意にお選びいただける補償】として家財に対する補償と地震保険をセットにして契約することができます。

【基本のご契約】

● 建物に対する補償

火災、破裂・爆発、落雷、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、給排水設備事故等での水濡れ、騒じょう等による暴力・破壊行為、風災・雪災・ひょう災、盗難による盗取・き損・汚損、水害（※1）、などにより、建物が損害を受けた場合に備えます。また、火災保険では、実際にかかった修理費や再築額を基準（※2）に保険金額を限度に保険金を支払いますが、これに加え、以下の費用も補償します。

（※1）マンションの場合には、居住階数や立地条件に応じて、水害の補償の有無をお選びいただけます。

（※2）一部の中古物件や一部の店舗併用住宅（店舗や事務所等と住宅の両方の用途に使用される建物）について、保険金額を時価額によって設定したご契約では、保険金のお支払いも時価額が基準となります。

補償する費用		補償する内容
火災等による損害 （盗難・水害による 損害を除きます）	臨時費用	建物の修理・再築の間、臨時にホテルなどに宿泊する場合などに役立てていただくために臨時費用を支払います。
	残存物取片づけ費用	残存物を取片づけるのに実際にかかった費用を支払います。
	全損特別費用	補償の対象となる「建物」が全損となったとき、保険金にプラスして支払います。
	損害防止費用	消火活動に使った消火剤の再取得費用など、損害防止にかかった費用実費を補償します。
	失火見舞費用	補償の対象である「建物」から発生した火災または破裂・爆発事故により、他人の所有物に損害を与えた場合に、被害を受けた1世帯あたり20万円のお見舞金を支払います。
地震火災費用	地震・噴火・これらによる津波を原因とする火災で、建物が半焼以上となったときに支払います。	
その他の住宅の損害	水道管修理費用	補償の対象である「建物」の専用水道管が凍結によって損壊し、修理した場合に、修理費実費を10万円を限度に支払います。

* 支払う金額は、保険金額の所定割合となるものや支払限度額があるものがあります。

● 住宅を取り巻く「身近なリスク」に備える補償（特約）

住宅における日常生活での備えとして、誰もが不安に感じる次の2つの補償（特約）をパッケージに含めました。

盗難等再発防止費用担保特約	<p>ピッキングなど住宅への不法侵入を伴う犯罪行為に遭われ、所轄警察署に届出された場合に、再発防止のための建物の改造費用・装置の設置費用を補償します。</p> <p>補償例： ・ 防犯ガラスへの変更や防犯サッシ・シャッターの取付費用 ・ 防犯カメラ、防犯センサーなどの設置費用 ・ ドアロックの補強費用、グレードアップ費用</p> <p>補償限度額： 補償期間（保険期間）中1年ごとの合計で20万円まで補償。 （ただし、犯罪行為が発生した日からその日を含めて180日以内に負担された費用に限る）</p>
個人賠償責任危険担保特約	<p>日常生活に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合に被る法律上の損害賠償金や、訴訟費用・弁護士費用を補償します。</p> <p>補償例： ・ 外出中に洗濯機の給水ホースがはずれ、階下の他人の家に水漏れによる被害を与えてしまった。 ・ ベランダから植木鉢を誤って落としてしまい通行人にケガをさせてしまった。</p> <p>補償限度額： 1事故につき5,000万円まで補償。（希望により補償限度額を変更することも可能）</p>

* 上記2つの特約はお客さまのご希望により取り外すことも可能です。

● 「一戸建住宅」に追加される補償（特約）

一戸建住宅については、全焼に至らない高額損害時の建替えをサポートするために、次の特約もパッケージに含めています。

建替え費用特約 <small>（再築時諸費用担保特約）</small>	大きな損害であれば「全焼でなくとも建て替えたい」とのご要望に応えた特約です。 火災等で全焼に至らないまでも、建物の価額の70%以上の損害を受けた場合には、修理せずに取りこわし、新築または再取得するための費用をお支払いします。 <small>（基本の火災保険の保険金額と損害額の差額が限度）</small>
---	--

*この特約はお客さまのご希望により取り外すことも可能です。

*一部の中古物件や一部の店舗併用住宅（店舗や事務所等と住宅の両方の用途に使用される建物）で保険金額を時価額によって設定したご契約など、この特約がパッケージされない場合もあります。

【任意にお選びいただける補償】

● 家財に対する補償

建物に対する補償の対象となる事故と同一の事故により家財が建物内で損害を受けた場合に加え、「生活用の通貨・預貯金証書」が建物内で盗難にあった場合も補償します。

*1回の事故につき、生活用の通貨は1構内あたり20万円が、生活用の預貯金証書は1構内あたり200万円または家財の保険金額のいずれか低い方が限度です。

● 地震保険

地震・噴火・津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害や、これらによる火災（延焼・拡大も含まれます）損害を補償します。

*地震保険はセットでのご加入が基本となりますが、希望されない場合は取り外すことも可能です。

2. 補償期間（保険期間）

2年から36年間の範囲で1年単位で設定できますので、住宅ローンの融資期間にあわせて契約することが可能です。また、補償期間（保険期間）中の継続手続は不要です。

*家財に対する補償（家財の火災保険）、地震保険の保険期間は「1年」もしくは「5年」となり、建物の火災保険の満了時まで自動的に継続されます。

3. サポート体制

ソニー損保では、休日・夜間を問わず、24時間365日事故受付体制でお客さまをサポートします。休日に事故連絡をいただいた場合でも鑑定人の手配をはじめとした初期対応を行うなど、迅速な保険金支払に努めます。

- ◇ 「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」のご加入の有無が、取扱代理店であるソニー銀行株式会社とお客様との他のお取引に影響を与えることはありません。
- ◇ 「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」は預金等ではなく、預金保険の支払の対象とはなりません。
- ◇ 預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。（元本の返済が保証されません。）
- ◇ 「ソニー損保の火災保険 for MONEYKit」契約の主体は、ソニー損害保険株式会社とご契約者ご本人となります。
- ◇ ソニー銀行株式会社はソニー損害保険株式会社との委託契約に基づき、損害保険代理店として保険契約の締結の媒介を行います。なお、締結代理権は有しておりません。